

安全で環境にやさしいまちづくりに関する包括連携協定書

宗像市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、安全で環境にやさしいまちづくりに関して、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、安全で環境にやさしいまちづくりにおける連携を通じて、地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 災害に強いまちづくりに関すること
- (2) カーボンニュートラルの推進に関すること
- (3) 活力あるまちづくりに関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域課題の解決や地域の活性化に関すること

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な取組事項及び実施方法等に関し、別途協議のうえ、取り決めるものとする。

（有効期間及び解約）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出が無い場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た相手方の非公表情報を第三者に開示、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承認を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年 2月18日

甲 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市長

11年豆美沙子

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1-82
九州電力株式会社
執行役員福岡支店長

安部 進一郎